

①入居時費用 10万円 (入居時預かり金)

退去時に居室修繕費として充当、余剰金が生じた場合は返還。

②月額利用料(30日計算)

※2割負担の方は(イ)の介護保険一部負担金の2を乗じた額、3割負担の方は3を乗じた額となります。

居室等固定費用 (ア)			介護保険一部負担金 (イ)			合計額 (ア) + (イ)	
家賃	30,000		要支援2	22,440		要支援2	125,440
食費	48,000		要介護1	22,560		要介護1	125,560
水道	25,000		要介護2	23,610		要介護2	126,610
光熱費		+	要介護3	24,330	=	要介護3	127,330
小計	103,000		要介護4	24,810		要介護4	127,810
			要介護5	25,320		要介護5	128,320

(注) 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全ての介護サービスについて令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せされます。

- * 介護職員処遇改善加算 (I)・・・各種加算を含めた総単位数に11.1%分が加算されます。
- * 介護職員等特定処遇改善加算 (I)・・・各種加算を含めた総単位数に3.1%分が加算されます。

【上記介護保険一部負担金以外で状況等により算定される負担額】

※2割負担の方の算定対象加算は2を乗じた額、3割負担の方は3を乗じた額となります。

- * 初期加算 (入所後30日間)・・・30単位(円)/日 30日間のみ。 ※入居時もしくは、入院後の再入居時にも算定。
- * 認知症専門ケア加算 (I)・・・3単位(円)/日 認知症度Ⅲ以上。専門的なケアが必要な場合。
- * 医療連携体制加算(I)・・・39単位(円)/日 要介護のみ。
事業所職員である看護師、又は病院、診療所もしくは訪問看護 ST の看護師と24時間連絡できる体制を確保している。 ※介護予防を除く。
- * サービス提供体制強化加算 (I)・・・22単位(円)/日 介護福祉士の割合が70%以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上であること。
- * 若年性認知症入居者受入加算・・・120単位(円)/日 若年性認知症の方を受け入れた場合。

* **退居時相談援助加算**・・・400 単位（円）/回 退去時該当者のみ 1 回限度→グループホームを退居し在宅等に戻る際に「地域包括支援センター」等と情報提供を行った際に算定。病院入院等で退居になった際には算定不可。

* **看取り介護加算**・・・死亡日 1,280 単位（円）
死亡日前日 ～ 3 日 680 単位（円）/日数
死亡日以前 4～30 日 144 単位（円）/日数
死亡日以前 31～45 日以下 72 単位（円）/日数

* **入院時費用**・・・246 単位（円）/日 入院後 3 ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について受け入れ体制を確保している場合。1 月に 6 日を限度として算定。

* **口腔衛生管理体制加算**・・・30 単位（円）/月 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導をつき 1 回以上行っている場合。

* **口腔・栄養スクリーニング加算**・・・20 単位（円）/回 介護サービス従事者が利用開始時及び利用中 6 月ごとに口腔・栄養状態を確認し、介護支援専門員に提供すること。（6 か月に 1 回を限度）

* **生活機能向上連携加算（Ⅱ）**・・・200 単位（円）/月 他のリハビリ実施事業所より理学療法士などの有資格者が当施設を訪問し、当施設職員と計画作成し、それに基づいて機能訓練を実施した際に算定。

* **栄養管理体制加算**・・・30 単位（円）/月 管理栄養士（外部との連携を含む）が、日常的養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導をおこなう。

* **科学的介護推進体制加算**・・・40 単位（円）/月 利用者ごとの ADL（日常生活動作）値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、情報、サービスを適切かつ有効に活用する。

③月額利用料以外の負担額

医療費、理美容代、

シーツリネン料（55 円/日、30 日計算：1,650 円）、個人オムツ代、個人消耗品費、

外出行事参加費（タクシー等交通費・入場料・宿泊費等）、他医療機関受診時等交通費